

令和07年度 第4回 立川警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月17日 午後02時15分～午後03時20分

開催場所 立川警察署 会議室

出席者 協議会委員 8名
署長ほか 1名

内 容

[業務説明]

- 警察官の採用情勢について
- (1) 全国の警察官受験者数
 - ア 警視庁警察官の受験者数
 - イ 警視庁行政職員の受験者数
 - ウ 合格者数の推移
 - (2) 警視庁の将来を担う人材の確保

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 警視庁職員の採用活動
 - ア 公務員志望者に対する合同説明会
 - イ 大学・高校での説明会
 - ウ 各種イベントに参加しての説明会
 - (2) 警察官一日体験・職場体験
 - ア 大学生によるインターシップの実施
 - イ 小、中学生に対する職場体験
 - ウ 参加者の感想
 - (3) 採用ポスターの掲示、採用パンフレットの配布
 - (4) 採用辞退防止活動
 - (5) 子供を対象とした活動
 - ア ウェルカムけいしちょう
 - イ 警察署での白バイ、パトカー見学
 - ウ 交番での職場インタビュー
 - (6) 地域への発信
 - ア 交通安全講話、防犯講話への参加
 - イ 少年柔剣道
 - ウ 武道始式
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 就職に関しては売り手市場であり、受験者数の減少は理解できた。委員として、できる限り警視庁の魅力をアピールし受験勧奨に協力していく。
 - (2) 色々な施策を実施し採用活動を行っているのが理解できた。人材確保に協力していく。

[その他の意見要望等]

- 1 警察学校の卒業式を見学してとても感動した。職員の皆様も初心に戻り日々の業務に取り組んでほしい。
- 2 警察活動、施設を見学すると警察業務についての理解がより深くなる。今後も実施してほしい。

その他

令和07年度 第3回 立川警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年12月17日 午前01時30分～午後04時00分

開催場所	立川警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 4名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、生活安全課長、生活安全課長代理の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 特殊詐欺の最新の動向
 - (1) 警視庁の発生状況
 - (2) 立川署管内の発生状況
- 2 特殊詐欺の手口
- 3 特殊詐欺の被害者情報
- 4 特殊詐欺被疑者の検挙
- 5 特殊詐欺被害防止対策
- 6 交通課取締運営方針
 - (1) 取締管理計画
 - (2) 取締方針
 - (3) 駐車監視員ガイドライン

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 特殊詐欺被害の現状と被害防止対策について
 - ア 管内の特殊詐欺認知件数
 - (ア) 立川市の認知件数
 - (イ) 国立市の認知件数
 - (ウ) 立川市、国立市における被害者の割合
 - イ 管内の特殊詐欺の手口
 - (ア) オレオレ詐欺(警察官かたり)
 - (イ) 架空料金請求詐欺
 - (ウ) 還付金詐欺
 - ウ 被害者の職業・年齢
 - (ア) 高齢者から現役世代
 - (イ) 知識層の方も被害者
 - エ 被害金額の推移
 - (ア) 警視庁全体で被害額が増加
 - (イ) 立川署管内の被害額も増加しており、厳しい状況
 - (ウ) インターネットバンキングからの多額の送金
 - オ 特殊詐欺被疑者の検挙数は昨年を上回る実績
 - カ 立川署の特殊詐欺被害防止対策
 - (ア) 通勤時間帯に絞って立川駅、国立駅での広報活動
 - (イ) 薬剤師会に協力を依頼し、幅広い世代に対するチラシの配布
 - (ウ) 教育委員会を通じて立川、国立の全公立小学校、中学校の生徒の保護者に対し、注意喚起メールを送信
 - (エ) 管内の大学に赴いて講義を行い、被害拡大防止に努めた。
 - (オ) 国際電話不取扱の窓口
 - (カ) デジボリスの説明(国際電話ブロックシステム)
 - (2) 令和8年上半期の取締管理計画について
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 協議会委員も立川署員とともに、特殊詐欺被害の防止に向け協力していきたい。
 - (2) デジボリスは良いシステムであるため、知人等に勧めたいと思う。
 - (3) 警察官かたりの詐欺は非常に悪質性があるので防止対策、検挙対策に取り組んでいただきたい。

[その他の意見要望等]

協議会で身近な問題を取り上げてもらっているため、警察業務の理解が進むことはもとより、自分自身で気をつけなければいけないことをタイムリーに知ることができている。

委員として協議会で説明を受けたことや議論したことを管内住民に還元していきたいと考えているため、今後も是非、身近な問題を取り上げていただきたい。

その他	航空隊の視察を実施した。
-----	--------------

令和07年度 第2回 立川警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年10月01日 午後01時30分～午後03時15分

開催場所	立川警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 2名
------	----------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 1 交通課取締運営方針
 - (1) 取締管理計画
 - (2) 取締方針
 - ア 主要幹線道路の交通対策
 - (ア) 国道20号(甲州街道)
 - (イ) 五日市街道
 - (ウ) 立川通り
 - イ 自転車の指導・取締り
 - ウ 通学路周辺の取締り
 - エ 自転車の通行量が多い立川駅周辺の交差点における取締り
 - (3) 交通事故発生状況
 - ア 人身事故・・・329件
 - イ 自転車人身事故・・・174件
 - (4) 速度取締指針
 - ア 重点路線
 - (ア) 警視庁重点路線(10路線)
 - (イ) 立川署指定重点路線(4路線)
 - イ ゾーン30
 - (5) 駐車監視員ガイドライン
 - ア 重点路線27路線
 - イ 最重点地域2地域
 - ウ 重点地域14地域
- 2 立川まつり国営花火大会の推進結果
 - (1) 概要と警備体制
 - (2) 各種対策の推進
 - (3) 会場周辺の状況
 - (4) 終了後の帰路状況
 - (5) 今後の検討事項

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 重大交通事故防止対策
 - ア 交通事故発生が多い箇所での交通課、地域課と合同の指導・取締り
 - イ 人が多く集まる駅前、商業施設での交通事故防止キャンペーン
 - ウ 園児、小学生を中心とした子供に対する交通安全教育
 - エ 高齢者を中心とした集会所等での安全講話
 - (2) 各種雑踏警備を見据えた今後の対策
 - ア 主催者、関係機関との綿密な打合せ
 - イ 突発発生時のシミュレーション
 - ウ 現場実査での問題点の解消
 - エ 警備終了後の問題点と対策
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 立川署管内は事故の発生が多いため、色々と考えながら交通違反の指導・取締りを行っていることが分かった。今後も工夫を凝らした事故防止活動を行ってほしい。
 - (2) 花火大会は約74万人が観覧したにもかかわらず、大きな事故もなく終えたのも立川署で主催者、警備会社、JR等綿密な打合せや訓練等を行った結果だと思う。今後も事故なく市民を楽しませてほしい。

[その他の意見要望等]

- 1 交通課、警備課をはじめ警察業務に対する重要性を再認識することができた。今後も都民の安全を守っていただけるよう、適正な警察業務を心掛けていただきたい。
- 2 立川署の視察をさせていただき、警察業務の理解が進んだ。今後も継続的に計画していただきたい。

その他

会議終了後、鑑識体験を実施した。

令和07年度 第1回 立川警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月20日 午後01時30分～午後04時00分

開催場所 立川警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 2名

内 容

会議に先立ち会長、副会長を互選した。

[業務説明]

- 1 警視庁の概要
 - (1) 警察職員
 - ア 警察官
各種法令に基づいて、犯罪捜査、交通取締りなどの仕事に従事
 - イ 警察行政職員
警察署では、警務・会計、本部では事務、技術・専門・技能系職員がそれぞれの部署に配置され勤務
 - (2) 警視庁の組織・体制
東京都公安委員会の管理のもと、9つの部、警察学校、各種対策本部、102の警察署で構成されている。
- 2 業務概要
 - (1) 警視庁の魅力
 - ア 治安を守ることのやりがい
 - イ 歴史に残る仕事
 - ウ 日本最大の警察組織
 - エ 警視庁でしかできない仕事
 - オ 成長できる研修制度
 - (2) 職種の紹介
 - ア 地域警察
 - イ 交通警察
 - ウ 警備警察
 - エ 公安警察
 - オ 刑事警察
 - カ 生活安全警察
 - キ 組織犯罪対策警察
 - ク 警察行政職

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
立川署における受験勸奨の取組
 - (1) 各種キャンペーンへの参加
大型商業施設や各種イベント会場に赴き、高校生や大学生だけでなく、社会人等に対して幅広く採用広報を実施
 - (2) 選択肢としての働き掛け
 - ア プロフットサルチームの選手に引退後の再就職先として警視庁を紹介
 - イ 音楽大学の学生を対象に警視庁音楽隊の活動について紹介
 - (3) 警察署一日体験
交番の活動状況の見学や園児等に対する交通安全教育の見学、パトカーや白バイの乗車体験等を通じて、警察の業務にイメージを持ってもらい、受験を検討している者の不安を取り除く。
 - (4) キャリア・アドバイザーによる説明会
管内の高校や大学に本部のキャリア・アドバイザーを招致し、警視庁と他府県警察の違いなど詳細な説明会を実施
- 2 協議会からの意見要望等
採用業務について、様々な取組を行い、積極的な受験勸奨を行っていることがよく分かった。

[その他の意見要望等]

- 1 多種多様にわたる警察業務や警察組織の重要性を再認識することができた。今後も適正な警察運営を心掛けていただきたい。
- 2 各種警察活動の視察や体験等を行うことで、警察の業務について理解が進み、協議会の議論も深まるため、今後も継続的に視察等を計画していただきたい。

その他

令和06年度 第4回 立川警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月19日 午前10時30分～午前11時30分

開催場所 立川警察署 講堂
出席者 協議会委員 6名
署長ほか 2名

内 容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について、各委員の了承を得た。

[業務説明]

- 1 特殊詐欺被害の発生状況について
 - (1) 警視庁全体の被害発生状況
 - (2) 管内の被害発生状況
- 2 特殊詐欺の手口について
 - (1) 手口の種類
 - (2) 手口別発生件数
 - (3) 最近の傾向について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
特殊詐欺被害防止対策
 - (1) 広報啓発活動
 - ア メディア活用
 - (ア) 公共放送を利用した広報啓発活動
 - (イ) ケーブルテレビを利用した広報啓発活動
 - (ウ) FM放送を利用した広報啓発活動
 - イ 交通機関
 - (ア) 市営バス内におけるポスター掲示、車内放送
 - (イ) 鉄道会社構内におけるデジタルサイネージ
 - (ウ) タクシー内における特殊詐欺広報啓発活動
 - ウ 公共機関
 - (ア) 立川市、国立市の公共SNSを利用した広報啓発活動
 - (イ) ゴミ収集車からの特殊詐欺被害防止の放送
 - (ウ) 自治回覧板を利用した広報啓発活動
 - エ 防犯講話
 - (ア) 交通安全講話の際に特殊詐欺被害防止講話
 - (イ) 高校において闇バイト講話
 - (ウ) 商業施設において特殊詐欺被害防止キャンペーン
 - オ 企業との連携
 - (ア) ヤクルトレディーに対し特殊詐欺被害防止アドバイザー証を交付
 - (イ) コンビニエンスストアと協働した特殊詐欺未然防止訓練
 - (ウ) 新聞配達所の協力を得て特殊詐欺関係のチラシを配布
 - (2) 立川警察署における特別対策
 - ア 署長が執筆した手紙のポスティング
「心をこめて」と題する詐欺被害防止の手紙と被害防止マニュアルを配布
 - イ 国際電話利用休止申請の普及による被害防止
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 立川警察署長の心の籠もった手紙に非常に感動した。特殊詐欺の被害が1件でも減るといいと思う。
 - (2) 電話に貼る詐欺被害防止のシール等の防犯グッズを広報物と一緒に配布して効果的な被害防止対策をしてほしい。
 - (3) 会社で行っている高齢者講習の際に特殊詐欺被害防止の広報啓発活動等の機会を提供することができるので、活用していただきたい。
 - (4) 関係機関が主催する会議やイベントにおいて、特殊詐欺被害防止等の広報啓発活動の場所を提供することができるので活用していただきたい。
 - (5) 特殊詐欺被害防止対策だけでなく各種広報啓発活動について、アナウンスやリーフレットの配布等の協力をしていきたい。

[その他の意見要望等]

各種警察活動の視察や体験等を行うことで、警察の業務について理解が進み、協議会の議論も深まるため、これからも継続的に視察を計画してほしい。

その他	会議終了後、科学捜査研究所を視察した。
-----	---------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 立川警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月16日 午前10時00分～午前11時00分

開催場所 警視庁第七機動隊
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 2名

内容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員の了承を得た。

[業務説明]

道路交通法の一部改正に伴う自転車に対する罰則の新設

- 1 自転車の酒気帯び運転等の禁止
酒気帯び運転とともに、それを助長する行為（酒気帯び運転をするおそれがある者に対する車両や酒類を提供する行為等）についても罰則が設けられた。
- 2 「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」の違い
 - (1) 酒酔い運転
 - ア 泥酔状態（酒の影響で正常な運転ができない状態、誰が見ても酒の影響が出ている状態）での運転
 - イ 具体的には、ろれつが回らず話がまともに出来ない、まっすぐに歩けない、同じ場所に立っていられない状態での運転が該当
 - ウ 従来から違反に該当し、罰則あり
 - (2) 酒気帯び運転
 - ア 酩酊状態（酒の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態）での運転
 - イ 体内に基準値以上のアルコールが残っていれば、酒気帯び運転として取締りを受ける。
 - (3) 留意点
 - ア 飲み会に2時間参加して帰宅する場合、基準値以上の数値が検出される可能性が高い。
 - イ 飲み会に参加した後は、絶対に自転車を運転しないようお願いしたい。
- 3 飲酒運転周辺三罪の適用
 - (1) 車両提供罪
酒気帯び運転をするおそれのある人に自転車を提供すること。
 - (2) 酒類提供罪
酒気帯び運転をするおそれのある人に酒類を提供、又は飲酒を勧めること。
 - (3) 同乗罪
 - ア 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求、依頼して自転車に同乗すること。
 - イ 自転車の運転者が実際に酒気帯び運転をした場合に適用される。
 - (4) 留意点
 - ア 今回の改正では、自転車で酒気帯び運転をした本人だけではなく、酒気帯び運転を助長した第三者に対しても新たに罰則が設けられた。
 - イ 飲み会に自転車で来た参加者には、自転車を運転して帰らないように注意喚起していただきたい。
- 4 酒気帯び運転等の罰則
 - (1) 自転車での酒気帯び運転違反及び車両提供罪の罰則
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - (2) 酒類提供罪及び同乗罪
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 5 取締り後の手続（多摩地域で交通切符を告知された場合）
 - (1) 警視庁交通執行課立川分室（立川市緑町の裁判所内に所在）に出頭
 - (2) 立川区検察庁での取り調べ、立川簡易裁判所における略式裁判等
 - (3) 罰金の言い渡し
- 6 自転車運転者講習制度
 - (1) 自転車の交通ルール遵守を徹底させるため、自転車で一定の違反行為を3年以内に2回以上反復して行った者に対して東京都公安委員会が講習の受講を命ずる。
 - (2) 対象となる違反は、酒気帯び運転のほか、信号無視違反、携帯電話使用等違反、安全運転義務違反等の16類型

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

- (1) 道路交通法改正に伴う広報啓発活動
 - ア ポスト投函等による全ての住民への周知
 - イ 法の厳罰化についての積極的な広報
 - ウ マスコミ等を利用した取締り状況の周知
 - エ 自転車に対する取締りの様子を大きく放送して住民に意識付け
 - エ 積極的な違反取締り
 - 交通違反に対する抑止力を高めて事故のない街づくりを推進
- (2) 自転車の交通反則切符の適用時期
 - 令和8年までに「青切符」が導入される見込み
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - 官民合同の広報啓発活動について
 - (1) 自助・共助の観点から、個人として、また、企業としても、交通安全の広報啓発活動を積極的に支援し、全力で警察を応援したい。
 - (2) 企業が開催している自転車教室では、子供に限らず、保護者に対する教養も大切にしている。

[その他の意見要望等]

警察の施設や活動を視察、体験することによって警察に対する理解が深まり、協議会での議論も深まるので、継続的に計画・実施してほしい。

その他	会議後に水難救助訓練を視察
-----	---------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 立川警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年10月04日 午前10時00分～午前11時30分

開催場所 立川警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 2名

内容

会議に先立ち、警備課長の出席について各委員の了承を得た。

[業務説明]

- 警察犬について
- 1 警察犬の活動
各種現場等における犯人の追跡や証拠品の収集等
 - 2 警察犬の種類
(1) 銃器探索犬
(2) 薬物探索犬
(3) 死体探索犬
(4) 行方不明者探索犬
(5) 血液探索犬
 - 3 警察犬の活躍事例
(1) 所在不明者の発見
(2) 犯人の逃走方向の判明
(3) 薬物事案における捜索活動
 - 4 警察犬と警備犬
(1) 警察犬(刑事部)
事件現場において、優れた嗅覚で犯人を追跡し、捜査活動を支援する。
(2) 警備犬(警備部)
警備現場において、爆発物の捜索、犯人の制圧、災害救助等に従事する。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
警備課の活動について
(1) 立川パートナーシップフェスタ2024(9月14日)
ア 目的:「災害に強い街づくり」の推進
(ア) パートナーシップ参加団体への意識付け
(イ) 官民一体となった横断的ネットワークの構築
(ウ) 災害被害の最小化に向けた自助・共助の精神による協働対処体制の強化
イ 開催場所
国営昭和記念公園みどりの文化ゾーン・ゆめひろば
ウ 実施概要
(ア) 警備犬による要救助者捜索訓練
(イ) 当署部隊による救出救助訓練
(ウ) 災害対策車両展示
(エ) 学生ボランティアによる各種訓練
棒と毛布を使った担架の作成・搬送、応急手当訓練等
(オ) 警察業務に関する広報啓発
興味・関心を集めるためカプセルトイを活用
エ 反省点
開催時期について天候等を考慮し検討する必要がある。
- (2) 「大規模災害対策プロジェクト事務局」の設置(9月12日)
ア 目的:首都直下地震による大規模災害への備え
(ア) 既存のマニュアルの見直し及び対応の万全
(イ) 震災発生時の被害を最小限で沈静化
イ 今後の検討事項
(ア) 首都直下地震発生時の警察署の対応
(イ) マニュアルの作成、一人一人の役割・任務
(ウ) 現場に沿った震災のための活動
- (3) 多摩都市モノレール株式会社とのテロ対処合同訓練(9月19日)
ア 目的:「テロを許さない街づくり」の推進
(ア) 官民一体となったネットワークの構築

- (イ) テロの未然防止と発生時の被害最小化
- (ウ) 自助・共助の精神による協働対処体制の強化
- (エ) 初動対応能力の向上

イ 開催場所
多摩都市モノレール上北台駅

ウ 訓練概要

(ア) 駅職員による訓練
モノレール乗客の避難誘導訓練、110番通報訓練

(イ) 警察官の能力向上
刃物所持者制圧訓練、不審物(爆発物)処理訓練

- 2 警察署協議会からの意見要望等
災害時の自助・共助の大切さ、震災に対する準備の必要性について、改めて考えさせられた。

[その他の意見要望等]

- 1 警察犬の活動実態について、実演を交えた説明がとても分かりやすく、警察犬の業務に対する関心が高まった。
- 2 様々な警察活動について今日のような視察・体験ができると、警察に対する理解が進み、協議会の議論も深まると思うので、是非今後も実施してほしい。

その他	会議前に警察犬訓練を視察
-----	--------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 立川警察署協議会 議事概要			
開催日時	令和06年06月11日 午前10時30分～午前11時30分		
開催場所	立川警察署 講堂	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 3名
内 容			
<p>会議に先立ち、地域課長、生活安全課長の出席について各委員の了承を得た。</p> <p>[業務説明]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都知事選挙に伴う留意事項 2 第八方面警察署協議会代表者会議結果について <p>[警察署の業務に関する意見等の聴取]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 署長から協議会への説明内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特殊詐欺被害防止対策 <ol style="list-style-type: none"> ア 特殊詐欺対策結果 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 令和5年中の対策結果 (イ) 令和6年第一四半期の対策結果 イ 特殊詐欺被害防止月間実施結果 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 発生状況 (イ) 主な対策 <ul style="list-style-type: none"> 各種キャンペーンの実施、戸別訪問、防犯教室等具体的施策 (2) 不要・不急な110番入電対策について <ol style="list-style-type: none"> ア 110番の入電状況 イ 「9110」の概要 ウ 「9110」の普及活動 (3) 駐在所の活動実態について <ol style="list-style-type: none"> ア 駐在所と交番の違い イ 管内の駐在所紹介 ウ 駐在所の活動 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 活動実態例 (イ) 勤務員の検挙事例 (ウ) 勤務員の解決事例 2 警察署協議会からの意見要望等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特殊詐欺被害防止対策について <ul style="list-style-type: none"> 還付金詐欺の手口について詳しく教えてほしい。 (2) 駐在所の活動実態について <ul style="list-style-type: none"> 駐在所活動が警察官だけではなく警察官の家族の協力により成り立っていることを知り、改めて駐在所に対する感謝の気持ちが強くなった。 <p>[その他の意見要望等]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第八方面警察署協議会代表者会議に参加して改めて立川警察署協議会の進行、議題内容の素晴らしさを感じることができ、今後も継続していただきたい。 2 各種警察施設等の視察等を経験して多種多様にわたる警察業務や警察組織の重要性を再認識することができた。今後も適正な警察運営を心掛けていただきたい。 			
その他	会議終了後、第二交通機動隊（警視庁騎馬隊）視察を実施した。		

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。